

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号		1	担当課	市町振興課
法令名	地方自治法施行令	根拠条項	第91条第2項	許認可等の内容	条例制定又は改廃請求証明書の交付	
<p>○地方自治法</p> <p>[条例の制定又は改廃の請求とその処置]</p> <p><u>第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者</u> (以下この編において「選挙権を有する者」という。) は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例 (地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。) の制定又は改廃の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者 (以下この条において「代表者」という。) に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者 (都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者 (同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。) を除く。)</p> <p>二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>三 第一項の請求に係る普通地方公共団体 (当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 (以下この号において「指定都市」という。) の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。) の選挙管理委員会の委員又は職員である者</p>						

- ⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。
- ⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。
- ⑨ 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

○地方自治法施行令

〔請求代表者の証明〕

第九十一条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

- ② 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- ③ 第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の条例制定又は改廃請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、当該証明書を添えて、当該証明書の變更に係る記載を受けなければならない。
- ④ 市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならない。
- ⑤ 第一項の証明書を交付した普通地方公共団体の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

〔条例の制定又は改廃請求書等の調製〕

第九十八条の四 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

○地方自治法施行規則

[改廃請求書等の様式]

第九条 普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求者署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、別記様式のとおりとする。

都(何道府県)(何郡(市)町(村))条例制定(改廃)請求書様式(第九条関係)

都(何道府県)(何郡(市)町(村))条例制定(改廃)請求書

何条例制定(改廃)請求の要旨

一 請求の要旨(千字以内).....

二 請求代表者

住所 氏 名

生年月日 性別

(住所) (氏) (名)

(生年月日) (性別)

右のとおり地方自治法第七十四条第一項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定(改廃)を請求いたします。

令和何年何月何日

(都(何道府県)知事)(何郡(市)町(村)長) あて

備考

一 本請求書又はその写は、都(何道府県)(何郡(市)町(村))条例制定(改廃)請求者署名簿(こと)につづり込むものとする(こと)。

二 氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。

都(何道府県)(何郡(市)町(村))条例制定(改廃)請求代表者証明書様式(第九条関係)

都(何道府県)(何郡(市)町(村))条例制定(改廃)請求代表者証明書

請求代表者証明書

住所 氏 名

生年月日 性別

(住所) (氏) (名)

(生年月日) (性別)

右の者は都(何道府県)(何郡(市)町(村))条例制定(改廃)請求代表者であることを証明する。

令和何年何月何日

(都(何道府県)知事)(何郡(市)町(村)長)の長 氏 名印

備考 本証明書又はその写は都(何道府県)(何郡(市)町(村))条例制定(改廃)請求者署名簿(こと)につづり込むものとする(こと)。